

## PICKUP LAW NEWS

## プライバシーポリシーの改定はお済みですか？ 個人情報保護法改正

2022年4月から個人情報保護法が改正されました。

事業への影響として主に次の2点が挙げられます。

まず、個人データの漏えいが発生した場合の報告と本人への通知が義務付けられるなど個人情報取扱事業者の責任が強化され、個人情報の不適切利用等が発生したときの損害賠償責任の範囲が以前より広がる可能性があります。そして、プライバシーポリシー（個人情報保護方針）を法改正に則した内容に改定する必要性が生じます。

今回は、4月の法改正で何がかわるか、事業にどのような影響が生じるか解説いたします。



Author

弁護士

荻野 哲也

OGINO TETSUYA

福岡県朝倉市出身。福岡をより楽しく、より便利にしようと奮闘する経営者の皆様を心より尊敬しております。どんな些細な問題でもご相談ください。

### 改正内容

今回の改正のポイントは主に次の7つです。

- ①保有個人データの取扱方法の改正
- ②事業者の義務の追加（漏洩時の報告義務等）
- ③認定団体制度の整備
- ④仮名加工情報の新設
- ⑤罰則強化
- ⑥法の域外移転・越境移転
- ⑦行政への規制と民間への規制の一本化

今回はこの中で特に重要な「①保有個人データの取扱方法の改正」「②事業者の義務の追加（漏洩時の報告義務等）」「⑤罰則強化」について解説いたします。

### 保有個人データの取扱方法の改正

個人情報保護法では、本人（個人情報によって識別される特定の個人）が個人情報取扱事業者に対して保有個人データの開示を求めたとき、第三者の利益を害するなどの理由がな

ければ、事業者は開示請求等に応えなければならないとされています。

「個人情報取扱事業者」は、「個人情報データベースなどを事業の用に供している者」と定義されています。

今回の法改正で保有個人データの定義が広がり、6か月以内に消去する短期保存データが保有個人データに含められることになりました。

つまり、本人から請求があったときに事業者が開示に応じなければいけない項目が増えたこととなります。

また、保有個人データに関して事業者が公表すべき事項が追加されました。

従来必要とされていた事業者の氏名等のみならず、住所や安全管理措置の内容等についても公表すべきとされました。

プライバシーポリシーの改定が必要となるのはこれが理由です。

その他にも、「個人情報の開示を受ける場合に書面以外の方法を本人が指定できる」「従来は法違反のときしか利用停止・削除請求できなかったのが、不適切利用の場合でもそれができる」などの改正が行われました。

### 事業者の義務の追加（漏洩時の報告義務等）

個人情報の保護をより厚くするために、事業主の義務と罰則が強化されました。

まず、個人情報の漏洩が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合に、委員会への報告と本人への通知が義務づけられました。

また、違法また不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨が明確にされました。

「不適切利用」とは、①差別を誘発する利用方法、②違法な行為を営むことが疑われるものへの提供、③不当要求対策のための反社会的勢力への名簿の開示などをいいます。

その他に、個人関連情報の第三者提供の制限などの制度が新設されています。

### 罰則強化

個人情報保護委員会からの命令への違反があったとき、行為者には1

年以下の懲役または 100 万円以下の罰金が、法人等にはなんと最大で 1 億円の罰金が科されます。

これまでの罰則は、個人に対しては 6 か月以下の懲役または 30 万円以下の罰金、法人等に対しては 30 万円以下の罰金とされていきましたので、法人に対する罰則が著しく厳罰化されました。

また、個人情報データベース等の不正提供等に関する法人等に対する罰則も 50 万円以下の罰金から 1 億円以下の罰金とされ、こちらも厳罰化されました。

## 損害賠償責任の範囲

個人情報の不適切利用や個人関連情報の提供は、個人情報保護法上、個人情報の利用方法として明確に禁止されていたわけではありませんでした。

罰則の対象とはされておらず、本人が訴えても事業者に損害賠償責任が認められない可能性もありました。

今回の改正により個人情報関連規制が新設され、個人情報の権利意識が高まることで、今後は行政による指導も積極化し、事業者の損害賠償責任が認められやすくなる可能性があります。

そのため、個人情報保護の安全管理措置を徹底するだけでなく、保険を活用するなど多額の損害賠償に備える必要があります。

## プライバシーポリシーの改定

これまで、個人情報取扱事業者は保有個人データに関し、事業者名や保有個人データの利用目的等を公表しなければならないとされてきました。

今後は、事業者名だけでなく、住

所や安全管理措置の内容も公表しなければなりません。

利用目的は具体的に特定する必要があり、「事業活動に用いるため」「マーケティング活動に用いるため」といったあいまいな表現は認められません。

加えて、cookieの取得等について明記しておくことが望ましいでしょう。

また、保有している個人データの安全管理のためにどのような措置を講じているかプライバシーポリシーに記しておかなければなりません。

すでに大手企業が相次いでプライバシーポリシーの改定を発表しています。

中小企業も例外ではありません。

個人情報を取り扱っているがプライバシーポリシーの改定がまだ済んでいない顧問先様は、お気軽に弊所へご相談ください。

# TOPICS 職場の明るさやトイレの設置に関する基準が改正されました

昨年 12 月に法改正が行われ、職場における一般的な労働衛生基準が見直され、事務所における明るさ（照度）やトイレの設備に関する基準が改正されました。

今回の改正を受けて会社が行うべきポイントを解説します。

## 明るさ（照度）

照度については、これまでは次の 3 つの作業区分ごとに基準が定められていました。

今回の改正で、右のとおり、事務作業における作業面の照度の作業区分が 2 区分とされ、基準が引き上げられました。

これまでデスクワークは「普通の作業」に分類されて照度は 150 ルクス以上あれば足りるとされてきましたが、今後は 300 ルクス以上が必要となりますので注意が必要です。

300 ルクスといわれてもピンと来ないかもしれませんが、洗面やひげ

そりに必要な照度や食卓、調理台、流し台などで推奨される照度が 300 ルクスとされています（JIS 推奨照度一覧）。

正確な照度は照度計を使って測ることができますが、スマートフォンのアプリで簡易的に照度計測ができるものもあります。

事務作業のうち、文字を読み込んだり資料を細かく識別したりする必要のないものは、「付随的な事務作業」とされ 150 ルクス以上が求められます。

資料をファイルに入れる作業や来

客受付などがこれに当たります。

今回の改正の背景にあるのは事務所における高年齢労働者の増加です。

多様な人材が快適に働けるよう、個々の労働者に眼鏡などで視力矯正を促すとともに、事務所の明るさを適切に確保するようにしましょう。

## トイレ

事業場に設置するトイレは、作業場の規模にかかわらず、男性用と女性用に区別して設置することが原則とされており、男女共用のトイレし

作業の区分	基準	作業の区分	基準
精密な作業	300 ルクス以上	一般的な事務作業	300 ルクス以上
普通の作業	150 ルクス以上	付随的な事務作業	150 ルクス以上
粗な作業	70 ルクス以上		

かない事業場は法令違反とされてきました。

ところが、小規模な事業場では男女別のトイレを設けることが困難な場合が多いです。

そこで今回の改正で、同時に就業する労働者の数が常時10人以内である場合は独立個室型のトイレを設ければ足り、例外的に男女別による設置は要しないものとされました。

「独立個室型のトイレ」とは、全方位が壁で囲まれ、扉を内部から施錠できる構造のトイレをいいます。

仕切り板や、上部や下部に隙間がある壁で仕切られたトイレは独立個室型とはいえません。

事業場に男女共用のトイレしか設

置されておらず、そのトイレが独立個室型でない場合には、独立個室型のトイレへの改修を行う必要があります。

すでに従来の設置基準を満たす男女別のトイレを設置している事業場でわざわざ独立個室型のトイレを設置する必要はありません。

### 最後に

これらの他にも、救急用具の内容、シャワー設備、休憩の設備、作業環境測定などに関する規定が改正されました。

改正内容についてご質問がありましたらお気軽にご相談ください。



## インターネット上の口コミでお困りではありませんか？

匿名での投稿が可能なインターネット社会では、見えない相手から苦しめられ、どうしたらいいかわからず不安に思い追い込まれてしまう方も多と思います。

弁護士はそのような問題に対して解決への道筋を示し、皆様の不安を解消することができます。

弁護士が、削除の見込みがどれだけあるか判断し、任意交渉や裁判手続による削除請求の手続を進めます。

### このようなお悩みありませんか？

- Googleの口コミに身に覚えのない悪評を書き込まれた
- 5ちゃんねる・爆サイに誹謗中傷コメントをされた

など



弁護士による  
無料診断は  
こちらから！



TAKUMI LAW OFFICE

弁護士法人たくみ法律事務所 ニュースレター

NEWS LETTER

発行



弁護士法人

たくみ法律事務所

[e-mail] [info@takumi-law.jp](mailto:info@takumi-law.jp)

[HP] <https://www.takumi-corporate-law.com>

[福岡オフィス]

福岡市中央区渡辺通三丁目6番15号 NMF天神南ビル10階  
[TEL] 092-724-4848 [FAX] 092-724-2616

[北九州オフィス]

北九州市小倉北区米町一丁目1番1号 小倉駅前ひびきビル8階  
[TEL] 093-383-9033 [FAX] 093-383-9188